

## 評議員及び役員等報酬・旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共育ちの会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 等とは、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (評議員会の出席報酬)

第3条 評議員及び理事長、理事が評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事長・理事で職員の場合は支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。但し、理事長・理事で職員の場合は支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事長・理事で職員の場合は支払わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条

次項の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員会の出席報酬）

第 7 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 8 条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。なお、同日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第 9 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により宿泊費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額をすることができる。
- 5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（兼務役員）

第 10 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（改正）

第 11 条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

## 付則

この規程は、平成24年4月1日より適用する

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬	3,000円	実費
理事会出席報酬	3,000円	実費
監事理事会出席報酬	3,000円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円	実費
苦情対応第三者委員	3,000円	実費

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,000円	実費
理事業務報酬等	3,000円	実費
監事監査指導報酬等	3,000円	実費
苦情対応第三者委員	3,000円	実費

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

注 理事長・理事で職員の場合は上記の報酬は支払わないものとする。

## 社会福祉法人共育ちの会 役員名簿

### 評議員 7名

役 職	氏 名	任 期
評議員	重成 征一	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	中村 叔	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	伊藤 亮子	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	田村 美恵子	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	宮崎 真由子	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	森田 貴和	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
評議員	上甲 知子	H 2 9 . 4 . 1 ~ R 3 . 6

### 理 事 6名

役 職	氏 名	任 期
理事長	古屋 禎三	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
業務執行理事	小澤 公生	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
理事	藤森 次男	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
理事	奥津 晋太郎	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
理事	井出 晴明	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
理事	古屋 敏	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6

### 監事 2名

役 職	氏 名	任 期
監事	鈴木 宏江	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
監事	諸星 暢子	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6

### 評議員選任・解任委員

役 職	氏 名	任 期
外部委員	垣本 俊朗	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
監 事	鈴木 宏江	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6
保育士	宮内 依花	R 1 . 6 . 1 5 ~ R 3 . 6

### 第三者委員

氏 名	任 期
第三者委員	鈴木 孝政 H 3 0 . 4 . 1 ~ R 3 . 6
第三者委員	藤澤 恭敬 H 3 0 . 4 . 1 ~ R 3 . 6